

2020年（令和2年）3月10日

各事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部  
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

### 感染症対策等の徹底について（再周知）

3月6日に広島市内において、県内で初めての新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されました。

これを受けて本市では翌7日、迅速かつ的確な対応を総合的かつ強力に推進するため、市長を本部長とする福山市新型コロナウイルス感染症対策本部に体制を強化し、当面の対策と今後の対応を確認し、これまでの対策をさらに強化したところです。

既報のとおり、この感染症に関しては、特に高齢者・基礎疾患のある方は重症化リスクが高くなると考えられており、要介護の高齢者等を直接処遇する介護保険事業所・施設等にあっては、特段の対策が求められるところです。

事業所・施設等にあっては、現場で既に様々な御配慮をいただいていることとは思いますが、改めて、対策の強化と徹底をお願いします。

#### 1 事業所・施設における感染予防対策について

事業所・施設における感染対策の基本は、「持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」です。特に重要と考えられる点を記載しますので、参考としてください。

##### ①咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底してください。

##### ②出勤前の職員、送迎前の利用者の体温計測

- ・利用者と接する介護職員だけでなく、事務職員や送迎を行う職員、ボランティア等、すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底してください。
- ・通所系サービスの利用者の送迎前には、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りする等の対応としてください。

##### ③面会の制限

面会は、緊急やむを得ない場合等を除き、できるだけ制限をするようにしてください。

面会する場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りする等の対応としてください。

##### ④委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等、施設の限られた場所で行ってください。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館を断る等の対応としてください。

## 2 正しい知識と予防対策等について

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、本市ホームページのほか、広島県や厚生労働省のホームページ等も適時確認いただきますようお願いいたします。

感染予防対策一般については、次の資料を参考としてください。

- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月） 【厚生労働省】
- ・ノロウイルス対応マニュアル（施設編） 【福山市保健所】

それぞれ、ホームページにて閲覧等が可能です。

本市が昨年9月に実施した「感染症予防対策に係る説明会」の資料も参考になります。これらは次の場所に掲載又はリンクを張っています。

福山市ホームページ>担当部署で探す>介護保険課>事業者の方はこちら>2 集団指導研修・報酬確認シート等>2019年度（令和元年度）感染症予防対策に係る説明会における配布資料について

## 3 その他

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、この間、非常に多くの通知等を送付させていただいております。現場にあっては大変とは思いますが、それぞれ非常に大切な内容が記載されております。しっかりと内容を確認いただきますようお願いいたします。

福山市 介護保険課 事業者指導担当  
電話 084-928-1232  
FAX 084-928-1732